

# 豊町東町会規約

(名称及び事務所)

**第1条** 本会の名称は豊町東町会と称する。

**第2条** 本会の事務所は柏市豊四季951-10 豊町ふるさと会館内に置く。

(会員)

**第3条** 本会の会員は豊町東町会内に居住する一般会員(個人世帯主)と、特別会員(町会内に事務所を持つ法人又は自営業者)とする。また特別会員と同様の事業者で、議決権を有さずに町会への協力をするものを賛助会員とし、賛助会員の負担は特別会員の半額とする。

(目的)

**第4条** 本会は柏市及び地域協議会と連携をはかり、会員相互の親睦と住みよい地域づくりを目的とする。

(事業)

**第5条** 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関する行事
2. 地域の福祉と青少年児童の保護育成に関する業務
3. 環境の整備保全に関する業務
4. 保健衛生及び防災活動に関する業務
5. ふるさと会館の運営管理に関する業務
6. 会員の慶弔に関する業務及びその他必要な業務

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

会長	1名	事務局各部長	若干名
副会長	若干名	協議会委員	若干名
理事	若干名	(町会推薦者)	
幹事	若干名	関連団体責任者	若干名
区会計	若干名	監査	2名
班長	各班1名以上		

(職務)

**第7条** 役員職務を次のとおり定める。

1. 会長は本会を代表し、会の業務運営を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の委任を受けてその職務を代行するほか、町会事務局の各部・会計・会館運営などを統括する。
3. 理事及び幹事は、町会業務及び区内の連絡調整に当たる。
4. 会計は、町会の会計を掌る。
5. 事務局員は会長、副会長とともに事務局を構成し、町会運営の業務にあたる。また、事務局の役割については内規をもってこれを定める。

6. 監査は、会計及び業務全般を監査する。
7. 区会計は町会費及び区の会計を掌る。
8. 班長は、班内の連絡調整等に当たる。
9. 関連団体(明寿会・消防団・成年部・協議会委員)は、町会行事に積極的に参加協力する。
10. 本条の職務遂行にかかわる補助金及び活動費は、別途定める。

(役員選出)

### 第8条

1. 会長・副会長及び監査は、定期総会までに運営委員会で新年度の会長・副会長及び監査を選出して、総会の承認を得る。
2. 理事は各区の区長を以ってあてる。
3. 幹事は各区の副区長を以ってあてる。
4. 区長、副区長、区会計、班長の選出は原則として各区内の互選による
5. 事務局員の選出は町会役員または各区の推薦による。
6. 事務局の各部長、協議会各委員及び各関連団体の代表は、町会役員をかねる。

(任期)

### 第9条

1. 会長、副会長、理事及び事務局員の任期は一期2年とし、再選を妨げない。ふるさと協議会委員の任期は同協議会の規約に準ずる。
2. 会長が任期中に職務遂行が不能となった場合は、副会長の互選により、代行者を選出し、任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員は任期満了後も後任者決定までその職務を行うものとする。

(オブザーバー)

### 第10条

1. 執行役員会の推薦によりオブザーバーを置くことができる。
2. オブザーバーは、会長の諮問を受けて各会議に出席することができる。

(会議)

### 第11条

本会の会議は次の通りとする。

1. 総会  
定期総会は毎年4月に会長が招集し、出席者は新旧役員とする。総会は対象役員の3分の2以上の出席をもって成立し、議案は過半数をもって可決するものとする。また、やむを得ない理由のため総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の役員を代理人として評決を委任することができる。ただし、やむを得ない理由により招集できない場合には、執行役員会の決議により書面による総会とすることができる。この際、対象役員の3分の2以上の表決をもって成立し、議案は過半数をもって可決するものとする。付議すべき事項は次の通りとする。  
イ 予算決算及び事業計画の承認  
ロ 町会規約の改定  
ハ 役員を選出  
ニ その他
2. 執行役員会  
会長、副会長及び事務局各部長で構成し、町会事業の企画立案、予算の策定を行い、運営委員会にはかる。

3. 運営委員会  
会長、副会長、区長・副区長・区会計並びに自主防災班長、各部・各団体の責任者、協議会委員で構成し、町会事業の企画立案、予算の策定を行う会議であり、会長が定例または、随時に召集する。
4. 臨時役員会  
夏祭り実行委員会など、必要に応じて会長が召集する会議であり、参加者は各運営委員が任意に定める。
5. 班長会  
運営委員会の内容を、区内に周知するとともに、区内業務を決定しこれを執行する会議であり、区長が定例または、随時に召集する。

(会計)

**第12条**

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

1. 本会の経費は町会費、資源報奨金、市補助金、行政連絡費及びその他の収入による。
2. 一般会員の町会費は一世帯月額250円とする。
3. 町会は一般会員一世帯あたり月額20円の活動費を各区に支給し、各区は年度末に会計報告書と、管内の調査報告書を町会に提出する。
4. 特別会員の町会費は年額24,000円とし、うち2,000円は区活動費に充当する。また賛助会員の会費は年額12,000円とし、うち1,000円は区活動費に充当する。
5. 会計年度途中での退会については、事前申し出により退会日の翌月以降の前納分町会費(月割り)を返還する。ただし、退会者から返還の辞退があった場合は返還しない。
6. 引当金の運用は運営役員会で決定し、執行する。
7. 会計は年度末に収支決算書を作成し、監査の審査を経て総会の承認を得る。

(表彰)

**第13条**

町会活動並びに地域活動において、特に顕著な活動・功績に対し表彰する。

1. 表彰の対象  
町会活動及び社会福祉活動として、通算5年以上活動した個人(現職を除く)
2. 表彰の決定  
推薦のあった候補者について、運営委員会で協議し決定する。
3. 表彰の方法  
表彰は総会の席上などで感謝状・記念品を贈って行う。

## 付 則

1. 総会の議決を経て、町会規約に内規を設けることができる。但し、内規の改定については執行役員会が起案し、運営委員会の承認を得る。
2. 豊町ふるさと会館管理運営規定を別に定める。
3. 本規約は令和3年4月10日より施行する。
4. 規約改定の経過

(1) 昭和63年4月17日	規約一部改定承認
(2) 平成元年4月17日	規約一部改定承認
(3) 平成2年4月15日	規約一部改定承認
(4) 平成3年4月14日	規約一部改定承認
(5) 平成4年4月12日	規約一部改定承認
(6) 平成4年7月25日	規約一部改定承認
(7) 平成5年3月21日	規約一部改定承認
(8) 平成5年4月11日	規約一部改定承認
(9) 平成6年4月10日	規約一部改定承認
(10) 平成8年4月14日	規約一部改定承認
(11) 平成10年4月19日	規約一部改定承認
(12) 平成10年10月10日	規約一部改定承認
(13) 平成10年11月1日	規約一部改定承認
(14) 平成10年12月1日	規約一部改定承認
(15) 平成11年4月1日	規約一部改定承認
(16) 平成11年6月20日	規約一部改定承認
(17) 平成13年9月16日	規約一部改定承認
(18) 平成14年4月14日	規約一部改定承認
(19) 平成16年4月10日	規約一部改定承認
(20) 平成17年4月16日	規約一部改定承認
(21) 平成19年4月7日	規約一部改定承認
(22) 平成21年4月12日	規約一部改定承認
(23) 平成22年4月4日	規約一部改定承認
(24) 平成23年4月10日	規約一部改定承認
(25) 平成24年4月14日	規約一部改定承認
(26) 平成26年4月12日	規約一部改定承認
(27) 平成28年4月9日	規約一部改定承認
(28) 平成29年4月8日	規約一部改正承認
(29) 令和3年4月10日	規約一部改正承認
(30) 令和7年4月12日	規約一部改正承認

## 内 規

1. 第5条5項に基づくふるさと会館運営管理の維持費は次の通りとする。  
ふるさと会館費(年間) 480,000円
2. 第5条6項に基づく慶弔費は次の通りとする。  
町会員及び同居の親族が逝去したときの(香典)は5,000円とする。その他必要事項が生じた場合、別途執行役員会で協議し執行する。
3. 町会規約に基づく補助金、活動費は次のとおりとする。  
第7条10項に基づく補助金(年額)は次の通りとする。

明寿会	300,000円
婦人部(休眠中)	150,000円
成年部	150,000円
豊友サロン	80,000円
中原青少協	50,000円

第7条10項に基づく各役員及び各委員の活動費(年額)は次の通りとする。

会長	80,000円
副会長	50,000円
監査	10,000円
区長	30,000円
副区長	20,000円
区会計	10,000円
事務局部長	20,000円 (執行役員の場合は支給しない)
一般事務局員	10,000円
協議会委員	20,000円 (執行役員、町会外から選出された委員は10,000円とする)
4. 町会規約13条に基づく記念品は、5,000円相当額とする。
5. 町会備品貸出要領
  - (1) 備品の貸出は豊町東及び豊町西会員に限定する。
  - (2) 備品の貸出は各区の役員を通じて申し込む。
  - (3) 備品の搬出・搬入は役員の立会いを要する。
  - (4) 貸出簿に品目及び数量を記入し、立会人は署名する
  - (5) 町会備品台帳を常備する。
6. カラスネット並びにゴミステーション購入の町会補助金は以下のとおりとする。なお、金額は税込金額とする。
  - (1) カラスネットは町会で購入したものを区に2千円で販売する。
  - (2) ゴミステーション購入費用の半額を町会が補助する。ただし、上限は2万円とする。
7. 本会の事務局の組織構成は、次の通りとする。
  - (1) 事務局の責任者は事務局長とし、総務担当副会長がこれにあたる。
  - (2) 事務局には総務部、広報部、文化部、環境整備部、防犯交通安全部、婦人部、青少年部のほか、執行役員会が必要と判断した場合、新たに部を設置または廃止し、責任者として部長を任命または解任する。

(3) 総務部には原則として各区担当局員 1 名以上を選出し、区長と町会との連携を図る。

# プライバシーポリシー

豊町東町会(以下「当会」といいます)では個人情報保護の重要性を認識し適切に保護することが社会的責務であると考えております。ご提供いただいた個人情報について個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)及びその他の法令を遵守し、以下のとおりプライバシーポリシーを定め、これを実行、維持してまいります。

## 1. 基本方針

当会は、個人情報の保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、個人情報の適正な取扱いと保護に努めます。

## 2. 個人情報について

個人情報とは町会活動を通じて提供を受けた、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスなど、特定の個人を識別することのできる情報をいいます。

氏名によって直接個人がわかる場合はもちろん、氏名がわからない場合であっても、他の情報と結びつけることにより、個人を識別され得るものも「個人情報」となります。

## 3. 個人情報の収集

当会サイトを通じて個人情報を収集する際は、利用者ご本人の意思による情報の提供を原則とします。

個人情報の収集にあたっては、その収集目的を明示し、明示した目的以外で利用することはありません。

また、個人情報保護条例で定める場合を除き、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は収集いたしません。

## 4. 個人情報の適正な利用、提供及び管理

当会が有する個人情報は適正かつ慎重に管理し、個人情報への不正アクセス・紛失・改ざん・漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

また、保有の必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに消去します。

個人情報ほか、当会サイトについてのご意見・ご感想はこのサイトの「お問い合わせ」からホームページ管理者へお送りください。

## 5. アクセスログについて

当会ホームページではアクセスされた方の情報をアクセスログという形で記録する場合があります。アクセスログにはアクセスされた方の IP アドレス、ブラウザの種類、ドメイン名、アクセス時間、アクセス回数などが含まれます。アクセスログは本サイトの保守管理や利用状況に関する統計分析のために活用致しますがこれ以外の目的では利用は致しません。なお、インターネットを経由したデータの転送については、100%のセキュリティーを保証することはできません。

## 6. 個人情報の第三者への開示について

当会は法令に定める場合を除きお客様の個人情報をお客様からの事前の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

## 7. 苦情の処理、個人情報の開示、訂正、使用停止、消去について

会長は、当会の個人情報の取扱いについて、苦情があった場合は、適正かつ迅速な対応に努めます。

当会は本人が自己の個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等をご希望される場合は、本人からの要望があり次第法令に定める場合を除き異議無く速やかに対応します。個人情報の使用の停止を求める場合またはメーリング・リスト等から名前を削除したい場合にはお問い合わせページからご連絡下さい。

# 豊町東町会組織図

令和7年度

